様式第25号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という)第53条の11第1項の規定により、病院の管理者は、または入院している結核患者が退院したときは、7日以内に最寄りの保健所長に届け出ることになっていますのでこの用紙にご記入のうえ、届け出をして下さい。また、感染症法第22条第2項見基づき、同法第19条、第20条の規定により入院している患者が退院する際にも、本様式にて同様に届け出てください。

結核患者退院届

年　　月　　日届出

患 者	ふりがな 氏名	男・女	生 年 月 日	明・大・昭・平・令　　年　月　日
	住所	TEL（　　）　－		
病名				
退院年月日		年　　月　　日		
転院		（ あり ・ なし ） ありの場合転院先病院名（　　）		
退院時病状	症状		胸部Xp その他 所見 など	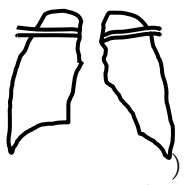 学会分類（　　） 年　月　日撮影
	喀痰 検査	塗　　抹：陰性化（ あり・なし ）　ありの場合〔　　年　月　日から〕 培　　養：陰性化（ あり・なし ）　ありの場合〔　　年　月　日から〕 薬剤耐性 ： なし・あり→耐性薬剤（　　）		
	非結核性 疾患判明	同定検査等で疾患の原因が非結核性のものと判明した場合 ・確定診断日 （　　年　　月　　日 ） ・病　名 （　　）		
	意見等 （該当するものに〇）	1.　退院要件を満たしたと認める。 (1)咳、発熱、結核菌を含む痰などの症状が消失した。(結核菌を含む痰の消失は、異なった日の喀痰の培養検査の結果が連続して3回陰性であること。ただし、3回目の検査は、核酸増幅法の検査とすることもできる) (2)以下のアからウまでの全てを満たした ア　2週間以上の標準的化学療法が実施され、咳、発熱、痰等の臨床症状が消失した。 イ　2週間以上の標準的化学療法を実施した後の異なった日の喀痰の塗抹検査又は培養検査の結果が連続して3回陰性である。(3回の検査は、原則として塗抹検査を行うものとし、アによる臨床症状消失後にあっては、速やかに連日検査を実施すること。) ウ　患者が治療の継続及び感染拡大の防止の重要性を理解し、かつ、退院後の治療の継続及び他者への感染の防止が可能であると確認できている。 2.　退院要件を満たしたと認められない。 （1）　事故（自己）退院　　年　　月　　日 （2）　強制退院　　年　　月　　日 （3）　精神保健法第２９条適用　　年　　月　　日 3.　死　亡　　死亡日　　年　　月　　日　死因（　　） 4.　非結核性疾患		

届出医療機関所在地

届 出 医 療 機 関 名

管　理　者　氏　名

保健所受付印

備　考